

審 査 基 準
(令和8年度緊急的文化遺産保護国際貢献事業(専門家交流))

I 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁に設置された緊急的文化遺産保護国際貢献事業(専門家交流)審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて面接選考を実施する。なお、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

II 評価方法

評価はⅣに示す評価項目ごとに、Ⅴに示す評価基準による段階評価等とし、文化遺産保護国際貢献事業選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。38点を合格最低基準点とし、これを下回るものは採択しない。なお、評価点に加え、審査委員からのコメントも踏まえることとする。

III 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、原則として各評価項目の得点合計が最も高い者から順番に決定する。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

IV 評価項目

1. 事業実施主体に関する評価

- ①事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ②事業実施に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- ③必要に応じて海外及び国内の関係機関と連絡調整を取り、事業を適切に実施することが可能であること。
- ④事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有し、十分な業務管理能力を有していること。

2. 事業内容に関する評価

- ①提案内容が、本事業の趣旨・目的に沿ったものであり、かつ、実現性・妥当性があること。
- ②事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ③提案内容に対して、コスト削減への取組が図られ、妥当な経費が示されていること。

3. 保存・修復等の緊急性に関する評価

- ①重大な滅失・毀損・劣化等、あるいはそれに直結する潜在的危険・脅威など高い緊急性が認められること。
- ②上記の他、特に配慮すべき高い緊急性が認められること。

例) 対象国の政府・要人、国際機関等からの要請文書の存在、対象国が設定している保存・修復の竣工期限など

4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ①ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1. 評価項目の「1. 事業実施主体に関する評価」及び「2. 事業内容に関する評価」については以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている＝5点	優れている＝4点	普通＝3点
やや劣っている＝2点	劣っている＝1点	

2. 評価項目の「3. 保存・修復等の緊急性に関する評価」については、緊急性の高低に基づき、上限を7点、下限を1点とし整数にて採点を行う。

(緊急性高) 7点 ⇔ 1点 (緊急性低)

3. 評価項目の「4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点
- ・認定段階3＝2点
- ・プラチナえるぼし認定＝3点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点

- ・くるみん認定②（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝ 1. 5 点
- ・くるみん認定③（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）（令和 6 年改正省令による改正前の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号又は令和 6 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 6 年改正省令による改正前の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①及びくるみん②の認定を除く。））＝ 1. 5 点
- ・トライくるみん認定＝ 1. 5 点
- ・くるみん認定④（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準）（令和 6 年改正省令による新施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる基準による認定）＝ 2 点
- ・プラチナくるみん認定＝ 3 点
- ・行動計画（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準）策定済（次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝ 0. 5 点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝ 2 点

○上記に該当する認定等を有しない＝ 0 点

評価項目	点数	評 価 基 準				
		大変優れている	優れている	普 通	やや劣っている	劣っている
1－①	5	5	4	3	2	1
1－②	5	5	4	3	2	1
1－③	5	5	4	3	2	1
1－④	5	5	4	3	2	1
2－①	5	5	4	3	2	1
2－②	5	5	4	3	2	1
2－③	5	5	4	3	2	1
3	7	（緊急性高）7 点 ⇔ 1 点（緊急性低）				
4	3	以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。				
		○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等 ・認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝ 1 点 ・認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝ 1. 5 点 ・認定段階 3＝ 2 点				

		・ プラチナえるぼし認定＝3点 ・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.5点 ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）等 ・ くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点 ・ くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条に掲げる基準によるに基づく認定（ただし、くるみん①の認定を除く。））＝1.5点 ・ くるみん認定③（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①及びくるみん②の認定を除く。））＝1.5点 ・ トライくるみん認定＝1.5点 ・ くるみん認定④（令和7年4月1日以降の基準）（令和6年改正省令による新施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定）＝2点 ・ プラチナくるみん認定＝3点 ・ 行動計画（令和7年4月1日以降の基準）策定済（次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.5点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ ユースエール認定＝2点 ○上記に該当する認定等を有しない＝0点 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。
--	--	---